

# ポストコンフリクト地域における文化遺産の復興プロセス －国際社会の役割

## Reconstruction Process of Cultural Heritage in the Post-conflict Areas: Role of International Community

平田里沙  
HIRATA Risa

### 1. はじめに

#### (1) 研究背景と目的

文化は、戦時において国家・民族のアイデンティティーの象徴であることから破壊の標的とされることが多く、これまで多くの文化遺産や宗教施設が破壊対象となった。特に第二次世界大戦においては兵器や戦闘方法の飛躍的な発達・多様化から、それまでの戦争とは異なる規模で多くの都市が壊滅状態となってきた。そうした都市の中には、ワルシャワ（ポーランド）やドレスデン（ドイツ）に代表されるように、終戦後その歴史的街並みの復興を通し、都市そのものの復元だけでなく住民のアイデンティティーの復元にも寄与することができた例がある。

戦後の文化遺産復興については、第二次世界大戦後の例に見るように国家復興の一過程として国民や住民が主体となって行われてきた例がある一方で、近年の国際情勢の変化と紛争の多様化に伴い、その担い手は従来の国民主体だけでは対応できなくなっているのが現状である。

1990年代のユーゴスラヴィア連邦の解体に伴い、民族の独立運動が活発にみられたバルカン半島においては、領土争いが激化し民族浄化（ethnic cleansing）のみならず、文化浄化（cultural cleansing）が行われ、多くの文化遺産が壊滅状態に陥った。加えて、2000年代以降はタリバーンやイラク・レバントのイスラム国（ISIL）といったイスラム教過激派組織によるテロリズムによって、バーミヤーン大仏（アフガニスタン）、パルミラ遺跡（シリア）が相次いで攻撃対象となった。

しかしながら、上記の地域紛争や近年のテロリズムにおいては、国家組織そのものの崩壊や国内情勢が不安定であることから、これまで行われていた国民・住民主体による復興活動が極めて困難な状況にある。今日に至るまで、UNESCOをはじめとした国際社会、あるいは国家間による援助のもと、これら

文化遺産・文化財を保護するためのプログラムが実行されている。

紛争後（ポストコンフリクト）の地域における遺産の再建・修復プログラムとして、モスタル旧市街の古橋地区（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ）やトンプクトゥ（マリ共和国）は、国際協力の顕著な例として評価されている。しかしながらその一方で、これら国際社会の取り組みに対しては地域住民との関係や国際社会の介入といった点から賛否両論様々な意見もみられる。

以上を踏まえて、本研究においては国際社会による遺産保護の歴史的変遷を追うとともに、とりわけポストコンフリクト地域にある文化遺産の再建・修復はどのように行われるべきか、という視点から議論を行う。

これまで国際社会はどのような復興プログラムを展開してきたのか、実施された事例を用いその成果を考察し今後、国際社会に期待されるないし担うべき役割について明らかにし、提言を行うことを目的とする。

#### (2) 研究方法

研究方法は文献資料調査によって行った。国際社会による遺産保護の歴史的変遷を明らかにし、合わせてポストコンフリクト地域の遺産再建・修復事業の事例を取り上げて、実行されたプログラムについて検討した。

用いる事例に関しては、①第二次世界大戦後に内戦または紛争の影響下にあったもの、②国際社会の主導によって遺産の保護や再建・修復プログラムが行われたもの、③UNESCOの世界遺産リストに掲載されているもの、の3つの条件を設定し選定した。これら3つの条件に合うものとしては、モスタル古橋と旧市街地区（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ）、ドブロブニク旧市街地区（クロアチア）といった旧ユーゴスラヴィア地域、バーミヤーン渓谷（アフガニ

スタン) やトンブクトゥ (マリ共和国) などが挙げられる。その中でも、国際協力の例としてメディアや国際機関に多く言及されていたこと、またポストコンフリクト地域における復興の例として多くの研究論文がある「モスタル古橋と旧市街地区」を本論文の研究事例として取り扱った。

国際社会における遺産保護の歴史的変遷については、これまでの先行研究から今日に至るまでの動向を整理する。事例研究にあたっては、施行されたプログラムについての国際文書、報告書からプログラムについて概観する。次に、学術論文からこれらプログラムについての成果、批評について明らかにする。

## 2. 文化遺産の保護と国際社会

### (1) 文化遺産保護の国際的動向

文化遺産を保護する、という認識は 18 世紀のヨーロッパにおける「近代における保存運動」<sup>1</sup> を起源とした近代思想である。その後、国際社会としての取り組みが 20 世紀以降に始まり、それは戦時法の中における戦時中の文化遺産の特別保護である。

二度の世界大戦を経て文化遺産の破壊を目の当たりにした反省から、今日に至る UNESCO など国際機関による文化遺産保護活動の形成に至った。UNESCO は、各国際プログラム等を積極的に立案、啓発活動をしている一方で、より専門的な立場で遺産の保護や修復について携わっているのが ICCROM と ICOMOS である。文化遺産の保護は、研究・現場レベルにおいて専門家なしには成り立たない。理系文系問わず、学際的に幅広い分野からのサポートが必要である。研究機関を中心として学術領域での協力、取り組みが文化遺産の保護を根強く支えている。

これまでの国家主体で行われる国内レベルでの保護措置、また UNESCO に代表されるような国際レベルでの文化遺産の保護に加えて、近年は地域共同体レベルでの取り組みも積極的に行われている。現在では、ほぼ全地域 (アジア・アフリカ・欧州・中東・北米・中南米) において、地域共同体による文化遺産保護事業が行われている。今後、国連などのレベルだけでは扱いが難しい案件について、細やかなフォローアップが可能という点で、これら地域主体での取り組みに期待したい。

### (2) 平時における保護—国際条約・勧告

第二次世界大戦の前後にかけて制定されていった遺産の保護に関する国際条約が、武力紛争、戦争と

いった状況下における特別措置を定めたものであった中、1972 年に採択された世界遺産条約はこれらとは異なり、開発などの社会背景をもとに平時における文化遺産の保護を目的として制定された条約であった。また同様な背景から戦後復興に伴う急速な開発に対抗するため随時採択されてきた UNESCO の勧告<sup>2</sup>も平時における文化遺産の保護を訴えるため採択されてきた。国際社会においての有効性から判断すれば、むしろ社会的要素に基づいて採択されてきたこれら勧告・条約のほうが、せんじを想定した特殊条件下の条約より、一般的に知られて具体的な成果をあげてきた。特に世界遺産条約は、平時に且つ文化と自然の両分野を等しく取り入れ、その「人類共通の遺産」としたこと、保護の必要性を明確にした本条約の国際社会への貢献は評価されるものである。

ただし、これらの条約や勧告の策定過程においては、その内容を締約国や加盟国に広く受け入れられるよう普遍的内容にする、あるいは妥協点を見出すということが時には避けられず、これが条約や勧告の有効性にも大きくかかわる問題ともなっている。現に、世界遺産条約においては本条約の義務履行を遂行し得なかった場合の罰則規定というものは存在せず、世界遺産リストからの削除に留まる。近年は ISIL によるシリアやその周辺地域における遺産の破壊、またそれに関係する考古学者や遺跡の管理者に対する暴力行為もみられる。このような破壊・暴力行為を止める、また軽減するという意味でも実効性の伴う措置が必要だと考える。

## 3. 戦時・紛争時における保護

### (1) 戦時・紛争における文化遺産

戦時における文化遺産は軍事作戦上明らかに拠点となる場合を除き、宗教上の理由もしくは国家や民族を象徴するシンボルであることから破壊されてきた。両者において共通するのが、自身が帰属する組織や信仰対象を破壊することから、心理的・精神的なダメージを与えることができる点である。また、近年のテロ行為による意図的な破壊においては、宗教的側面やシンボル性のみならず、文化遺産そのものが持ちうる政治性とその政治的な背景も要因となっている。

戦争や紛争が終結した後、多くの場合は国家や地域復興の過程で文化遺産の再建・修復も行われることとなる。第二次世界大戦復興までは特に欧州の例

など主に国家が単独でその復興を担っていたのに対し、1960年代以降は多国間協力ないし国際組織の協力の下に行われる例も増えてきた。その背景として、60年から70年代にかけて行われたUNESCOによる遺産保護キャンペーン、続いて1972年の世界遺産条約採択が国際協調の動きの進展に大きく影響していたと考えられる。このように現在では、このようにUNESCOを中心として国際援助の下に再建・修復プログラムが取り入れられることが多くみられるようになった。

## (2) 武力紛争の際の保護措置

武力紛争下にある文化遺産の保護は1907年のハーグ陸戦条約、1949年ジュネーヴ第四条約、そして1954年の武力紛争時文化財保護条約の三つによって規定されている。

しかし、これらの条約が存在したにもかかわらず、1990年代の旧ユーゴスラヴィア地域で文化遺産が甚大なる被害を被ったことから、武力紛争時文化財保護条約第二議定書では強化保護、個人の刑事責任の追及などより厳しい内容が盛り込まれた。一般的な戦時法の一部の規定から、単独の武力紛争時における文化財保護条約へ、さらに厳しい付属の議定書へと、戦時・紛争時における文化遺産保護の保護規定は国際情勢を反映しながら徐々に厳しく追及する姿勢となっている。しかし今後は、これらの理念をどのように実質的な保護に繋げていけるのかが課題である。

## (3) 近年の動向

2000年以降多くみられるのが、テロ行為による文化遺産の意図的な破壊である。これまでの国際的な枠組みでは対応が難しいことや、メディアを通して破壊を宣言し、その破壊行為を映像・写真を媒体として拡散していることから特に文化遺産をターゲットとする戦略性が伺える。また「人類共通の遺産」という文化遺産の持つ公共性を利用している点から「文化的テロリズム」(Cultural Terrorism)とも言われている。国際社会はこれらの公共財に対するテロ行為に対して、拘束性を伴う条約や制裁行為を取るに至ってはならず、勧告の採択、メディアを通じた呼びかけによる啓発活動といった活動<sup>3</sup>にとどまっている。

## 4. 事例研究—モスタル古橋と旧市街地区

### (1) モスタル古橋と旧市街地区について

モスタル古橋とその旧市街地区が位置するモスタ

ル市は、現在のボスニア・ヘルツェゴヴィナに位置する。地域的な区分では南東欧州となり、バルカン諸国の一つである。東西の要所に位置することから、歴史的にもオスマントルコ帝国、オーストリア・ハンガリー帝国と両者による影響が社会的・文化的に大きくみることができる。

モスタル古橋とその旧市街は、オスマントルコ帝国時代の16世紀に造られ、その構成美とイスラム建築の芸術要素が高く評価されていた。その様子は詩人や旅行作家の手記や作品にもみることができる。古橋は二度の世界大戦においても銃撃等の攻撃は受けているが、崩れ落ちることなく5世紀に渡ってモスタルの象徴として存在した。

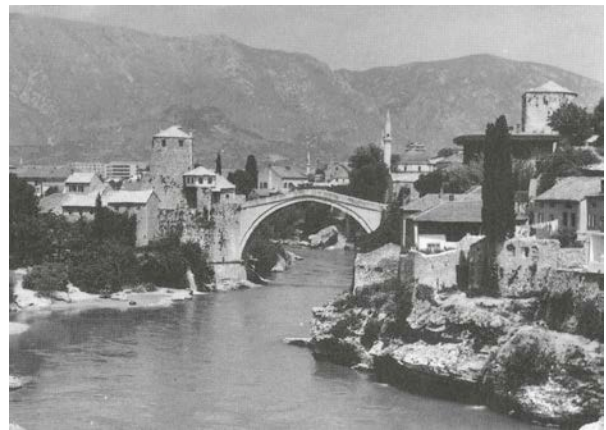


図1 紛争前のモスタル古橋 (1980年代後半)<sup>4</sup>

しかし、1992年から1995年に亘るボスニア内戦において古橋は破壊されてしまう。ボスニア内戦は、バルカン地域における民族や宗教の複雑さから多くの場合において民族紛争ないし宗教紛争であったと記述されることがあるが、本紛争の要因は民族や宗教がきっかけとなって起こったものではない。旧ユーゴスラヴィア連邦の解体に伴った各国家の独立に伴った地域紛争である。ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおいては、独立に伴いボスニア人・クロアチア人とセルビア人との主張が異なり、後に三勢力間への紛争へと至った。モスタル地区においては、セルビア人勢力が撤退した後にモスタル橋を中心として東にボスニア人、西にクロアチア人といった対立構造に至り、モスタル古橋は1993年11月9日にクロアチア人勢力によって破壊される。モスタル古橋の破壊の様子は多くのメディアを通して報道され、文化遺産を狙った攻撃に対し世論を喚起することとなった。

破壊の理由に関しては、モスタル古橋がボスニア

人勢力を主張するものであったこと、軍事的理由やかつてのボスニア・ヘルツェゴヴィナの民族が共存していたことを示すものであったことなどが挙げられる。



図 2 紛争後のモスタル古橋（1997年撮影）<sup>5</sup>

## (2) 国際再建・修復プログラム

ボスニア内戦が 1995 年に Dayton 合意によって終結した後に、モスタル市の復興を行うため様々な国際機関が介入した。Dayton 合意の付属書 8 において「国家遺産保存委員会」の設置とその活動について規定されている。これまで、戦後に国家間レベルで戦時中に略奪された文化財の返還について話し合われることはあったが、最も重要な和平合意の段階で遺産の保存が直接言及されることはなかった。このことから、ボスニア紛争において多くの文化遺産が攻撃の対象となり破壊されたこと、また文化遺産の破壊に対する国際社会の関心が高かったことが反映されたためだと考えられる。

世界銀行の提案によってモスタル古橋と旧市街地区の再建・修復事業が 1998-2004 年に行われた。モスタル古橋の再建に関しては UNESCO が技術的な面からサポートする形で行われた。UNESCO の主な役割は、古橋の再建に関わる専門家や組織を収集し橋の再建を進める上でのデザインや事業全体について統括することであり、再建は国際的な専門家や現地の専門家と共同して進められた。

## (3) モスタル古橋の象徴性とその解釈

モスタルの古橋は、主に (1) オスマントルコ帝国時代のイスラム建築としての芸術性と 5 世紀に渡って東洋、西洋と地中海という多文化を授与してきたこと、(2) 国際協力による再建事業を経て人々の「和解」や「民族共存」を表す事例である、といった二つの側面から述べられることが多い。前者が古

橋そのもの、またその建築面について評価しているのに対して、後者は紛争後、古橋の再建を通して生まれたイメージである。

実際に、これら古橋の象徴性を巡った解釈は紛争後と紛争前で変化している。1993 年の破壊に至るまでは前者による記述が一般的にみられ、1994 年以降は後者が多い。また、2005 年に UNESCO の世界遺産リストに登録された際には、モスタル市が提出した推薦書では、歴史的背景を踏まえて多文化であった点について触れてはいるものの、多民族共存の象徴性を評価する記述は、再建を扱う場面でもモスタル市の現状を記述する場面でもみられない。一方で UNESCO の登録内容は、モスタル古橋とその周辺についてオスマントルコ帝国前後、また地中海や西欧の建築様式と多民族的都市集落の顕著な例であると述べた後に、再建された橋は別の記述があり「和解と国際協力、多文化共存の象徴」となっている。

## 5. ポストコンフリクト地域にある文化遺産の再建・修復

### (1) モスタルの再建事業を巡る批評

国際協力による遺産の修復といった行為自体は目新しいものではない。しかし、ポストコンフリクト地域を背景にした場合、文化遺産の修復において一般的には禁止される過度な再建の是非論を含め、それらの活動は通常の遺産保存事業とは異なる性質を帯びる。

今回のモスタル古橋の再建事業においては、地元住民と国際組織によるニーズに相違があったこと、またモスタル古橋の再建を巡る地元の意思が一致していないことから協力体制において足並みが揃っていなかった。また、古橋の解釈の変遷からも明らかになったように、かつてモスタルを象徴していた古橋が現在は「国際社会のものになってしまった」と地元住民が感じていることがわかった。

このように、モスタル古橋の事例を通して異なる民族が住んでいる地域におけるコンセンサス形成の難しさを理解した。しかしながら、グローバル化が進む今日においては、今後もこのような事例は起こりうると推測できる。



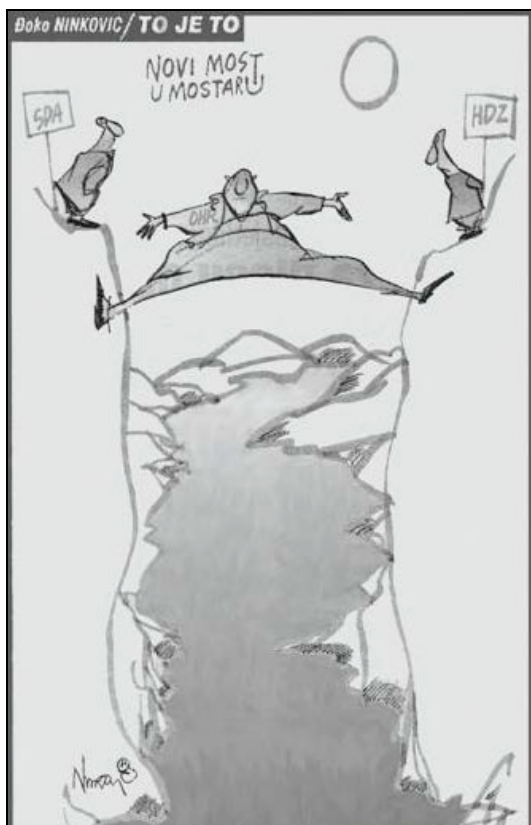


図 3 モスタル古橋が地元属するものではなく、国際社会のものであることの風刺漫画<sup>6</sup>

## (2) 再建・修復にあたって

文化遺産の再建・修復がポストコンフリクト地域の開発に寄与できること、また復興後の観光面への経済効果への投資となることは明白であるが、それだけでなく戦時・紛争時における記憶やトラウマといった心理学的な治療法の効果も期待されている。文化遺産が有する価値を理解することを通して、その象徴性からアイデンティティ形成の面において国民意識や民族・国家としての歴史や存在を確認することができる。

しかし、その記憶・トラウマ治療を巡っては治療の効果が期待できる一方で、逆効果になり得るとの意見もある。近年の紛争の複雑化から、これら紛争を巡る解釈は必ずしも単純化できるものではなく、再建・修復に当たってはその事業の進行や地元住民の意思を尊重することが必要である。

加えて、これら地域における再建事業を巡っては国際情勢や現地における政治に影響されること、また事業が介入するタイミングも重要である。モスタル古橋が紛争の終結後早急に行われたことから、国際社会が掲げる理念に大きく左右された一方で、ドゥブロヴニクにおいては国際社会の現地入りに時間

がかかったことから、地元住民の不満の声があった。

文化遺産の技術的な再建・修復面における研究、復興過程における開発や人的支援はもちろんの事であるが、文化面でのアプローチからみる復興の一手段として、今後も文化遺産の復興を通じた復興、その可能性やアプローチについて議論が行われることを期待したい。

## 6. まとめ

国際社会の文化遺産保護における取り組みとしては、①国際条約や勧告といった立法・政策面での取り組み、②国際組織による国際協力体制の構築、の二つからなる。1972年の世界遺産条約の採択を機に、これまで国家主体や多国間協力で行われてきた文化遺産の保護は、世界遺産リストや危機遺産リストへの登録と、国際組織が調整する国際援助によって行われる事が主流となった。それだけでなく、近年は地域レベルでも精力的に文化遺産の保存に取り組んでいる。

しかしながら、絶えず変化する国際情勢に伴ってこれまでの戦争とは異なる要因・形式での地域紛争や文化テロリズムが増えており、現在の国際法規では文化遺産に対する脅威は対応できていないのが現状である。1990年代の旧ユーゴスラヴィアの解体に伴う地域紛争において多くの文化遺産が標的になったこと、また近年の意図的な文化遺産の破壊の増加から、このような文化遺産の破壊を阻止する新しい枠組みが必要である。

現在、旧ユーゴスラヴィア国際裁判所 (International Criminal Tribunal for the former-Yugoslavia) では1990年代に起こった旧ユーゴスラヴィア紛争中に行われた国際人道法違反行為に対する刑事裁判が行われている。国際法において、初めて裁判所規定において芸術や歴史記念物の破壊が戦争犯罪に当たると明記した裁判所規定である。これに基づきモスタル古橋の破壊を行ったとされている Praljak を中心とした数名 (Prlić, Petković) の審議<sup>7</sup>も進められている。モスタル古橋の破壊はあくまで他の起訴事項と合わせたものであるが、このように国際刑事裁判において文化遺産破壊を起訴の対象としたことは、文化遺産の意図的な破壊が犯罪であると国際社会が認めた例となる。審議結果はまだ出ていないが、国際社会における文化遺産保護の扱いを刑事裁判のうちで扱うこととなった例として、今後の動きを注目していく必要がある。

国際社会がポストコンフリクト地域の文化遺産保

護で果たし得る役割として忘れてはならないのが、国際援助や協力体制である。国家としての機能が回復していない段階での金銭面での援助、また技術面や人材育成面からの支援は重要である。

しかし、モスタル古橋の事例を通して様々な課題が明らかになったように、これら復興事業は多数の機関が関与することから様々な利害の対立が起こりうる。

UNESCOの世界遺産では「人類共通の遺産」と謳っているが、地元住民の遺産に対する帰属意識が変わってしまうほどにその事業目的や理念が押し進められことは果たして正しいのだろうか。

昨今、国際社会のみならず地域社会など多くの場面に置いて「多様性」やそれを受け入れる「受容性」「柔軟性」が必要である、と述べている。しかしながら、国際社会によって施行されているこれら事業においては、多様化・複雑化したポストコンフリクト地域に十分に適応できておらず、一方的な解釈や単純化した構造を用いる様子が見受けられる。

国際社会の役割とは金銭面での援助である、といった認識にならぬよう、地元住民のニーズの把握、地域の特徴や情勢を理解したアプローチが必要であると考える。

#### 脚注

<sup>1</sup> ユッカ・ヨキレット (秋枝ユミイザベル訳) : 建築遺産の保存—その歴史と現在、すずさわ書店、p. 25、2005

<sup>2</sup> 「1968年公的又は私的工事によって危険にさらされる文化財の保存に関する勧告」並びに「1972年文化遺産及び自然遺産の国内的保護に関する勧告」。

<sup>3</sup> UNESCOはシリアやイラクでの文化遺産の破壊を受けて、「Unite4heritage」 <http://unite4heritage.org> というメディアを通して文化遺産の保護やその重要性を謳うキャンペーンを実施している。

<sup>4</sup> John Yarwood, *Rebuilding Mostar Urban Reconstructions in a War Zone*, p. 115.

<sup>5</sup> *Ibid.*

<sup>6</sup> “*To je To: Novi Most u Mostaru*” - [That's That: The New Bridge in Mostar]. 橋を表しているのが、 Dayton合意によって設立された機関 OHR (Office of the High Representative) であり、その両側が地元のボスニア人 HDZ (Muslim national political party) とクロアチア人 SDA (Croatia national political party) であり、橋がどちらにも属していないことを示唆している。

<sup>7</sup> (IT-04-74) , Prlić *et al.*

---

#### 主要参考文献

##### [第一次資料]

Bosnia and Herzegovina, Nomination File: The Old Bridge area of the Old City of Mostar (File Name: 946rev.pdf), (July, 2005).

World Bank, Implementation Competition Report on a Credit in the Amount of US\$4.0 Million to the Bosnia and Herzegovina for a Cultural Heritage Pilot (Report No: 32713), (June 2005).

##### [第二次資料]

河野靖：文化遺産の保存と国際協力、風響社、1995

佐原徹哉：ボスニア内戦 グローバリゼーションとカオスの民族化、有志舎、2008年

ユッカ・ヨキレット (秋枝ユミイザベル訳) : 建築遺産の保存—その歴史と現在、すずさわ書店、2005

Petrovic, J., *The Old Bridge of Mostar and Increasing Respect for Cultural Property in Armed Conflict* (2013)

Sørensen, M.L.S., and Viejo-Rose, D., *War and Cultural Heritage: Biographies of Peace* (2015)

Yarwood, J., *Rebuilding Mostar Urban Reconstructions in a War Zone* (1999)

柴宣弘：ボスニア内戦と国際社会の対応—ユーゴスラヴィア解体から和平協定調印まで、国際問題 (434)、pp. 2-14、1996

原本知美：文化財の政治性と武力紛争：破壊・保護要因の分析を中心に、国際公共政策研究 11 (1)、pp. 255-271、2006

———：民族紛争における文化財破壊：ボスニア・ヘルツェゴビナの事例から、国際公共政策研究 13 (2)、pp. 127-140、2009

Grodach, C., “Reconstituting identity and history in post-war Mostar, Bosnia-Herzegovina”, *City*, Vol.6, No. 1 (2002), pp.61-82

Krishnamurthy, S., “Memory and Forum: An Exploration of the Stari Most, Mostar (BIH)”, *Journal on Ethnopolitics and Minority Issues in Europe*, Vol.11, No.4 (2012), pp.81-102

Makas, E.G., “Urban Space after Dayton: National Identities and Reconstruction in Bosnia-Herzegovina”, (2009), pp. 1-11.

———, “Rebuilding Mostar: International and Local Visions of a Contested City and Its Heritage”, *On Location: Heritage Cities and Sites* (2012), pp.151-168

Nikolic, D., “The Use and Abuse of Heritage: The Old Bridge in Post-War Mostar”, *A Journal for Nordic Ethnology*, Vol.38 (2008), pp.94-103